

第1号訪問事業（生活援助型サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
主たる事務所の所在地	〒860-0072 熊本市西区花園7丁目19番1号
代表者（職名・氏名）	理事長 田端 高志
電話番号	096-273-7506

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	熊本市社会福祉事業団 長寿の里ヘルパー事業所	
サービスの種類	第1号訪問事業（生活援助型）	
事業所の所在地	〒860-0065 熊本市西区域山薬師2丁目10番10号	
電話番号	096-273-7766	
指定年月日・事業所番号	令和5年4月1日指定	4370104707
管理者の氏名	入江 幸美	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（生活援助型サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

5. 営業日時

営業日	年中無休
営業時間	平日の月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで 土・日・祝日及び12月29日から1月3日については、電話転送で対応

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	
介護福祉士	常勤 15人、	非常勤 8人
実務者研修修了者	常勤 1人、	非常勤 1人
2級ヘルパー	常勤 0人、	非常勤 10人
生活援助型訪問介護員	常勤 0人、	非常勤 0人

7. 訪問介護事業責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問事業責任者の氏名	
------------	--

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

1) 第1号訪問事業（生活援助型サービス）の利用料

【基本部分】

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
生活援助型訪問 サービスⅠ	週1回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
生活援助型訪問 サービスⅡ	週2回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	19,970円	1,997円	3,994円	5,991円
生活援助型訪問 サービスⅢ	週2回を超える程度の サービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	31,690円	3,169円	6,338円	9,507円

上記の基本利用料は、熊本市が定める金額です。なお金額の改定があった場合は事前に新しい基本利用料を
書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規の利用者に対してサービス提供責任者（訪問事業責任者）が初回にサービスを提供した場合等	2,000円	200円	400円	600円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算の 合計24.5%			

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) キャンセル料

第1号訪問事業（生活援助型サービス）は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

3) 支払い方法

サービス提供月翌々月の13日（金融機関休業日の場合はその翌営業日）にお客様の金融機関の口座から、利用者負担額を引き落とさせていただきます。

※入金確認後の28日頃領収書を発行いたします。

9. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 096-273-7766 面接場所 事業所所在地にて 苦情受付時間 事業所の営業日及び営業時間に同じ
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目18番7号 TEL:096-214-1101 FAX:096-214-1105
--------	---

10. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

サービス内容説明書

1. サービス内容

- ・当事業所が提供するサービスは以下のとおりです。

曜日	時間帯	内容
曜		掃除補助 調理補助 買い物代行 その他 ()
曜		掃除補助 調理補助 買い物代行 その他 ()
曜		掃除補助 調理補助 買い物代行 その他 ()

- ・サービス提供時間は、体調確認や記録を含み 45 分となります。

2. 担当訪問介護員

サービスを提供する主な訪問介護員は次のとおりですが、止むを得ない事由で変更する場合がございます。

主な訪問介護員の氏名： _____

3. 交通費については必要ありません。
4. 事業所の都合によりサービスの時間変更や曜日変更をお願いする場合があります。

1 1. 高齢者虐待防止

当事業所は、利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置（1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。2. 虐待の防止のための指針を整備すること。3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。4. 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。）を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ、市または区役所福祉課へ報告します。

1 2. 身体拘束等適正化

当事業所が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ② 非代替性（ひだいたいせい）：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

1 3. 業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定します。

具体的には、感染症の発生及びまん延等に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を行なう。また、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

説 明 者 熊本市社会福祉事業団長寿の里ヘルパー事業所

氏 名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

代 理 人（選任した場合）

住 所

氏 名

令和7年3月1日版